

資料編

- 1 計画の策定経過
- 2 調査結果の概要
- 3 厚木市保健福祉審議会規則
- 4 厚木市保健福祉審議会委員名簿
- 5 厚木市障害者協議会規程
- 6 厚木市障害者協議会実務者会議委員名簿
- 7 厚木市地域福祉推進会議設置規程
- 8 厚木市地域福祉推進会議委員名簿
- 9 諮問・答申
- 10 用語集

1 計画の策定経過

開催日時	会議名・検討事項
令和元年度	
11月18日～ 12月6日	厚木市障害福祉サービス利用・提供実態調査実施 (対象：市内在住の障がい者)
1月10日～ 1月24日	厚木市障害福祉サービス利用・提供実態調査実施 (対象：市内障害福祉サービス事業所)
令和2年度	
5月14日	第1回厚木市障害者協議会代表者会議（書面開催） 障がい者福祉計画（第6期）骨子（案）について
6月25日	厚木市地域福祉推進会議 第1回会議 障がい者福祉計画の策定方針について
6月18日	第1回厚木市障害者協議会実務者会議（書面開催） 障がい者福祉計画（第6期）の骨子（案）について
7月2日	第2回厚木市障害者協議会実務者会議 障がい者福祉計画（第6期）の素案について
7月17日	第1回厚木市保健福祉審議会 福祉部3計画の策定について
7月30日	第3回厚木市障害者協議会実務者会議 障がい者福祉計画（第6期）の素案について
	地域包括ケア推進会議 障がい者福祉計画（第6期）について
8月23日	厚木市障がい者福祉計画（第6期）の策定に係る意見交換会
9月28日	第2回厚木市保健福祉審議会 福祉部3計画の原案について
10月2日	第3回厚木市保健福祉審議会 福祉部3計画の素案について（諮問）
10月8日	第4回厚木市障害者協議会実務者会議 障がい者福祉計画（第6期）の素案について
10月12日	厚木市保健福祉審議会 障がい者福祉計画について（答申）
10月22日	第2回厚木市障害者協議会代表者会議 障がい者福祉計画（第6期）素案について
10月26日	厚木市地域福祉推進会議 第2回会議 障がい者福祉計画（第6期）について
11月24日～ 12月25日	パブリックコメント実施
1月25日	第4回厚木市保健福祉審議会（書面開催） パブリックコメントの実施結果について
1月28日	厚木市地域福祉推進会議 第3回会議（書面開催） パブリックコメントの実施結果について

2 調査結果の概要

(1) 調査の目的

障がい者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、障がい者のニーズを反映した適切なサービスの提供、関係機関の連携、地域での見守り体制等が重要な要素となります。

障がい者に関する計画は、障害者基本法に基づき、障がい福祉施策の基本的な計画として策定する障害者福祉計画、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の確保に関する計画として策定する障害福祉計画があります。また、障がい児に関する計画は、児童福祉法に基づき、障害児支援の提供体制に係る整備計画として障害児福祉計画があります。

本市では、令和3年度から始まる厚木市障がい者福祉計画（第6期）、厚木市障害福祉計画（第6期）及び厚木市障害児福祉計画（第2期）の策定に向けて、市内にお住まいの障がい者や市内で障害福祉サービスを実施している事業者、法人を対象に、障がい者が地域で暮らしていく上での課題やニーズを的確に把握するために調査を行いました。

(2) 調査設計

ア 障害福祉サービス利用実態調査

(ア) 対象者

身体障がい者	190人
知的障がい者	200人
精神障がい者	180人
障がい児（18歳未満）	130人
合計	700人

(イ) 調査方法

郵便による配布・郵便による回収

(ロ) 調査期間

令和元年11月18日（月）から令和元年12月6日（金）まで

(I) 調査内容

①あなたご自身について	6問
②生活状況について	17問
③訪問系サービスについて	3問
④日中活動系サービスについて	3問
⑤サービス等利用計画について	2問
⑥その他	1問
自由記述	1問

イ 障害福祉サービス提供実態調査

(ア) 対象者

市内の障害福祉サービス事業所	151 事業所
----------------	---------

(イ) 調査方法

郵便又はメールによる配布・FAX 又はメールによる回収

(ウ) 調査期間

令和2年1月10日（金）から令和2年1月24日（金）まで

(I) 調査内容

①事業所の運営状況について	10問
②事業展開における現状と課題について	5問
③地域生活支援への取組について	4問
④その他	2問
自由記述	1問

(3) 回収状況

		配布数	回収数	回収率
障害福祉サービス利用実態調査		700人	368人	52.6%
	身体障がい者	190人	119人	62.6%
	知的障がい者	200人	105人	52.5%
	精神障がい者	180人	97人	53.9%
	障がい児	130人	47人	36.2%
障害福祉サービス提供実態調査		151事業所	95事業所	62.9%

※ 手帳を複数所持している場合は、主たる障害者手帳の種類で集計

※ 手帳を所持していない発達障がい者は、知的障がい者に含めて集計

※ 手帳を所持していない高次脳機能障がい者は、精神障がい者に含めて集計

(4) 調査結果のまとめ

ア 障害福祉サービス利用実態調査

①あなたご自身について

- 調査票を記入した人については、「本人」が最も多く、次いで「家族や介助者（本人の意見を聞くことが難しいため、本人の状況から判断して記入）」となっています。しかし、「家族や介助者（本人の意見を聞くことが難しいため、本人の状況から判断して記入）」と「家族や介助者（本人に聞きながら代わりに記入）」を合わせると5割を超えていることから、障がい者の生活を支える上で、本人の意思確認や意思決定支援が重要であることが分かります。
- 身体障がい者は40歳以上になると大幅に増加しています。65歳以上になると、障がい者のうち身体障がい者の占める割合が8割を超えています。これは、疾病に起因するものが多く、今後も高齢化により身体障がい者は増加していくものと考えられます。また、身体障がい者のうち、50歳以上の割合が5割を超えています。精神障がい者は40歳～59歳の年代が中心となっています。障がい児の場合は、知的障がいと発達障がい全体の約9割となっています。

②生活状況について

- 日常生活の主な支援者（介助者）については、「父・母」が最も多く、次いで「総合支援法や介護保険のサービス事業者」となっています。身体障がい者は、50歳以上の割合が5割を超えていますが、主な支援者については「父・母」が最も多くなっています。全ての障がい者にいえることですが、支援者の高齢化に対して将来を見据えた支援体制の構築が必要となっています。
- 市内の相談場所の認知度については、「障害者総合相談室ゆいはあと」が約5割となっています。65歳以上では介護保険が適用になることもあり、「地域包括支援センター」が4割を超えています。平成27年10月に設置した「障がい者相談支援センター」は3割強の回答となり、前回調査の約2割より認知度が高まった結果となりました。平成26年6月に設置した「権利擁護支援センター」は1割未満の回答となっており、身近な相談場所として更なる周知が必要と思われます。
- 日常生活で困ったときの相談相手については、「家族や親せき」が最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」となっています。「障がい者相談支援センター」と「相談支援事業所」に相談するという回答が、前回調査の34人に比べると75人と2倍以上に増加しており、利用者の認知度が高まっていると考えられます。
- 外出時に困っていることについては、「家族やヘルパーの付き添いが必要である」が最も多く、次いで「費用がかかり負担となる」となっています。身体障がい者は多くの面で困り感を感じています。また、障がい特性によって困り感が異なるため、きめ細かな支援が必要であると考えます。
- 障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場の障がい者理解」が最も多く、次いで「就労後のフォローなど、職場と支援機関の連携」となっています。障がい者が就労を継続するためには、職場における障がい特性の理解が重要であることから、障がい者への支援と併せて、企業に対する支援を丁寧を実施し、職場と支援機関の緊密な連携体制を構築する必要があると考えます。
- 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことの有無については、障がい者の7割以上が、「ある」、「少しある」と回答しています。「保育所・学校・職場」等の身近な場所や「電車・バス・タクシー」等の公共交通機関で経験しています。
- 地域の障がい者に対する理解については、「理解がある」、「やや理解がある」の合計が5割を上回っており、前回調査からは約8%増加しています。精神障がい者では、「やや理解不足」、「理解不足」の合計が6割を超えており、理解が足りないと感じる場面が多いことが伺われます。
- 地区別に見ると、ほぼ全ての地区で約5割以上の障がい者が「理解がある」、「やや理解がある」と感じています。前回調査では、5割を上回ったのが4地区であったため、地区ごとの障がい者への理解が高まった結果となっています。

- 神奈川県で平成 29 年 3 月から導入している「ヘルプカード」の所持については、約 1 割にとどまっています。今後は、更に周知を進めていく必要があると考えます。
- 地域の人とのつながりや交流の場の有無については、全体では「ある」、「少しある」の合計が 5 割を上回っていますが、前回調査からは約 7% 減少しています。また、前回調査では 5 割を下回った地区が 1 地区であったのに対し、今回は 5 地区が下回る結果となったため、地区ごとの実態や要因を分析する必要があると考えます。
- 地域とのつながりの内容については、「あいさつする程度」が最も多く、次いで「運動会などの地域の行事」となっています。
- 自分が住んでいる地域で、住民同士の助け合いが行われているかについては、「思う」、「どちらかというと思う」の合計が 5 割を上回っています。前回調査の約 3 割からは増加していますが、地区ごとでは差が出る結果となっています。
- 自分が住んでいる地域にあってほしい住民同士の助け合いについては、「急病などの緊急時の手助け」が最も多く、次いで「見守り・安否確認」となっています。平常時の見守りから緊急時の手助けまで、一連の流れで助け合いができる地域性が必要とされていることが分かります。
- 自宅、学校、職場（事業所を含む）以外の居場所が必要かについては、「必要である」が約 6 割となっています。「自分の好きなことができる場所」が最も多く、次いで「共通の趣味や話題のある人との交流」、「同じ障がい特性を持った人との交流」となっています。自分の居場所として、趣味や好きなことができる場所と同じく、共通の話題を持つ他者との交流を必要としていると考えられます。

③訪問系サービスについて

- 訪問系サービスは、全体の 3 割以上の障がい者が利用しており、「移動支援」が最も多く、次いで「居宅介護（家事援助）」となっています。
障がい児と 64 歳以下の障がい者では「移動支援」が最も多く、65 歳以上の障がい者では「居宅介護（家事援助）」が最も多くなっています。
- 8 割以上の方が概ねサービスに満足しています。また、サービスについて改善してほしい（こうなってほしい）と思うことについては、「利用できる回数や時間を増やす」が最も多く、次いで「希望する曜日や時間帯に利用できるようにする」となっています。

④日中活動系サービスについて

- 日中活動系サービスは、全体の8割以上の障がい者が利用しており、「就労継続支援（B型）」が最も多く、次いで「短期入所」、「生活介護」となっています。障がい児では、児童福祉法のサービスが約9割となっており、64歳以下の障がい者では「就労継続支援（B型）」が最も多く、65歳以上の障がい者では「生活介護」が最も多くなっています。
- 8割以上の方が概ねサービスに満足しています。また、サービスについて改善してほしい（こうなってほしい）と思うことについては、「希望する曜日や時間帯に利用できるようにする」が最も多く、次いで「サービスの質をよくする」となっています。

⑤サービス等利用計画について

- サービス等利用計画については、4割がセルフプランとなっています。その理由としては「セルフプラン以外を知らないから」が最も多くなっているため、障がい者が選択することができるように、計画相談の制度を更に周知していくことが必要であると考えます。

⑥その他

- 障がい者が地域で安心して暮らしていくために、行政にどのような取組を求めるとかについては、「介護保険や障害福祉サービスの充実」が最も多く、次いで「雇用の場の確保」となっています。障がい別では、身体障がい者や知的障がい者は「災害に対する支援体制の構築」の割合が高く、精神障がい者や発達障がい者は「雇用の場の確保」の割合が高くなっています。このほかにも、公共交通や医療体制の充実の要望も多いことから、多様な取組が求められています。
一方、「地域内交流の促進」については、「その他」を除き、全ての障がい者で最も少ない結果となっています。共生社会の実現や、災害時における共助の関係を推進するためには、地域内交流の活性化が不可欠であるため、今後も啓発活動や住民との協働が必要であると考えます。
- 多くの障がい者が、様々な障害福祉サービスを利用しながら生活しています。今後は、少子高齢化、超高齢社会（一人暮らし、ダブルケア）、支援の担い手不足がさらに進むと予想されることから、8050問題、親亡き後の問題などが大きな課題になってくると考えられます。また、重度の障がいがある障がい者や、医療的ケアが必要な障がい者に対するサービスの不足等も課題となっています。
今後、家族のみに負担が掛かることがないように、公的なサービスの充実はもちろん、地域で支える体制を構築するために、障がい特性の理解や地域課題の解消など様々な取組が必要であると考えます。

イ 障害福祉サービス提供実態調査

①事業所の運営状況について

- 事業費における人件費の占める割合が50%を超えている事業所は、全体の9割以上となっています。
- 障害福祉サービス事業所の職員数を雇用形態別に見ると、正社員・正職員を1～5人配置している事業所が6割以上で最も多く、また約9割の事業所で1人以上のパート職員（非常勤）を配置しています。
- 正社員・正職員が6人以上の事業所は、全体の約3割となっています。
- 職員数が10人以下の事業所は、全体の約6割となっています。
- 平成30年度の退職者数を見ると、定年退職が13人、定年退職以外が123人となっています。定年退職以外の退職があった事業所は、全体の約46%となっており、前回調査では約69%であったことから、離職や転職は減少傾向にあると考えられます。
- 職員数の過不足を見ると、職員が不足している（大変不足している・不足している・やや不足している）事業所は、全体の約7割となっています。前回調査では約6割であったことから、慢性的な職員不足の事業所が増加傾向にあると考えられます。
- 職員定着のための取組では、半数以上の事業所が「外部の研修への金銭的な参加支援」と「事業所内での研修機会の確保」を行っています。
- 現在、提供している障害福祉サービス（障害児支援も含む）について、利用者のうち厚木市援護者分の占める割合をみると、「療養介護」、「施設入所支援」、「自立訓練」が2割以下となっています。これは、利用者の需要に対して広域的に見ても事業所が少ないことを示していると考えられます。
- 新規利用者について、「受入不可」とした事業所がある一方で、同一のサービスにおいて「受入可能」や「状況によって受入」とした事業所が存在する傾向が多く見られます。この結果から、利用者の希望と事業所の利用条件等のマッチングを推進することで、市内の事業所で利用者を受入できる余地があると考えられます。
- 共同生活援助（グループホーム）や放課後等デイサービスについては、前回調査時に比べて、事業所数が増加している一方で、「受入不可」の事業所も増加しています。これは、サービスの供給に対して、需要が上回っていることを示していると考えられます。
- 就労移行支援から一般就労への移行者数は、毎年増加していますが、利用者全体の割合から見ると減少傾向にあります。

- 就労継続支援（B型）から一般就労への移行者数は、ほぼ同数で推移していますが、利用者全体の割合から見ると減少傾向にあります。

②事業展開における現状と課題について

- 事業所がサービスの質を向上させるために行っている取組として、約9割の事業所から「利用者個々に応じたサービス提供ができるような工夫をする」と回答があり、5割以上の事業所から「地域における障害者支援ネットワークの構築に努める」と回答がありました。
- 事業を展開する上での問題点・課題としては、「職員の確保が困難」と回答した事業所は約6割となっています。職員の人材不足は、事業所共通の課題と考えられます。
- 他の事業者や関係機関等との連携については、「市役所障がい福祉課」と「障がい者基幹相談支援センター（ゆいはあと）」が全体の6割以上で最も多くなっています。平成27年10月に「障がい者基幹相談支援センター」が設置され、各事業所への認知度が高まった結果、連携体制が進んだと考えられます。
- 「地域包括支援センター」、「ケアマネジャー」、「介護保険のサービス事業所」、「訪問看護ステーション」との連携については、連携が取れている事業所が全体の3割未満となっているため、連携体制の課題について検討する必要があると考えます。

③地域生活支援への取組について

- 障がい者が地域で安心して生活するために必要なことについては、「地域の障がい者理解を促進するための活動」が最も多く、次いで「体験の機会や場（グループホーム、日中活動）の整備」、「緊急時対応体制（受入施設の空床確保等）の整備」となっています。全ての項目において回答数が多かったことから、それぞれの機能について全体的に強化する必要があると考えられます。
- 地域生活支援の取組への協力については、「地域の障がい者理解を促進するための活動」が最も多く、次いで「体験の機会や場（グループホーム、日中活動）の整備」となっています。しかし、他の項目では協力できる事業所が全体的に少ない結果となったため、障がい者が地域で安心して生活するために、特に優先順位が高いと考えられる項目については、早急に協力できる事業所を増やしていく取組が必要であると考えます。

④その他

- 今後のサービス提供予定については、他のサービスに新規参入する予定がある事業所は少なく、現状のサービスを継続予定の事業所が大多数となっています。
- 不足と感じているサービスについては、「計画相談支援」が最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」と「移動支援」、「医療型児童発達支援」となっています。
この結果から、必要性はあるが少ない又は提供予定がないサービスの拡充について、先進事例を参考にするなどし、新規参入を促す取組を検討していく必要があります。
- 就学児を対象にした職場体験、施設見学等を実施しているかについては、約3割の事業所が受け入れたことがあると回答しています。小・中学生が職場体験や施設見学をすることで、障がい者を身近に感じることにより、障がい者理解が進むことが期待されます。

3 厚木市保健福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 保健福祉関係団体の代表
- (4) 住民自治組織の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉庶務主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第41号）

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第30号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。

4 厚木市保健福祉審議会委員名簿

令和2年4月1日現在

役 職	氏 名	選出区分
会 長	神 保 忠 男	保健福祉関係団体の代表
職務代理	渡 邊 治 代	保健福祉関係団体の代表
委 員	有 路 志 津 子	公募による市民
//	内 井 嘉 己	公募による市民
//	勝 亦 悦 郎	公募による市民
//	川 原 由 美	社会福祉事業従事者
//	畠 山 香 織	社会福祉事業従事者
//	綱 嶋 広 美	保健福祉関係団体の代表
//	小 林 廣 子	保健福祉関係団体の代表
//	笹 山 恵 一 郎	住民自治組織の代表
//	野 村 直 樹	学 識 経 験 者
//	前 頭 七 恵	学 識 経 験 者
//	古 座 野 里 美	学 識 経 験 者
//	丸 山 浩	関係行政機関の職員
//	栗 山 仁	関係行政機関の職員

5 厚木市障害者協議会規程

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、厚木市障害者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第89条の3第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別事例に係る支援の在り方に関すること。
- (2) 厚木市障がい者福祉計画の進捗状況を把握し、必要に応じて助言等を行うこと。
- (3) その他障害福祉に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関等から推薦された者をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出するものとする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第6条 協議会に、第2条に規定する所掌事項について必要な検討を行わせるため、実務者会議を置く。

2 実務者会議は、別表に掲げる機関等に属する実務者をもって組織する。

3 実務者会議に議長及び副議長を置く。

4 第4条第2項から第4項まで及び前条の規定は、実務者会議について準用する。

(プロジェクトチーム)

第7条 実務者会議に、第2条に規定する所掌事項について必要な検討を行わせるため、プロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームは、別表に掲げる機関等から推薦された者又は第2条に規定する所掌事項の検討に適した者をもって組織する。

3 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを置く。

4 第4条第2項から第4項まで及び第5条の規定は、プロジェクトチームについて準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、厚木市福祉部障害福祉主管課において処理する。ただし、協議会の庶務の全部又は一部を障がい者基幹相談支援センターに委託することができる。

(個人情報保護)

第9条 協議会の関係者又は関係者であった者は、協議会の運営を通じて知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

資料編

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係、第6条関係、第7条関係）

	構 成 機 関 等 名
1	学識経験者
2	厚木医師会
3	精神科病院協会
4	厚木市身体障害者福祉協会
5	厚木市手をつなぐ育成会
6	厚木市自閉症児・者親の会
7	精神保健福祉促進会フレッシュ厚木
8	厚木地区知的障害施設連絡会
9	厚木市障害者福祉事業所連絡会
10	厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会
11	厚木市居宅介護事業所連絡会
12	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 七沢自立支援ホーム
13	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
14	厚木市民生委員児童委員協議会
15	相談支援事業者
16	地域包括支援センター
17	厚木市教育委員会
18	特別支援学校
19	厚木公共職業安定所
20	県央地域就労援助センター
21	厚木児童相談所
22	厚木保健福祉事務所
23	厚木市社会福祉協議会
24	厚木市福祉総務課地域包括ケア推進担当
25	厚木市障がい福祉課

6 厚木市障害者協議会実務者会議委員名簿

令和2年4月1日現在

役 職	構成機関等名
議 長	相談支援事業者
副議長	厚木市社会福祉協議会
委 員	厚木医師会
//	精神科病院協会
//	厚木市身体障害者福祉協会
//	厚木市手をつなぐ育成会
//	厚木市自閉症児・者親の会
//	精神保健福祉促進会フレッシュ厚木
//	厚木地区知的障害施設連絡会
//	厚木市障害者福祉事業所連絡会
//	厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会
//	厚木市居宅介護事業所連絡会
//	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 七沢自立支援ホーム
//	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
//	厚木市民生委員児童委員協議会
//	地域包括支援センター
//	厚木市教育委員会
//	特別支援学校
//	厚木公共職業安定所
//	県央地域就労援助センター
//	厚木児童相談所
//	厚木保健福祉事務所
//	厚木市福祉総務課地域包括ケア推進担当
//	厚木市障がい福祉課

7 厚木市地域福祉推進会議設置規程

(設置)

第1条 地区市民センター区域ごとに設立された地区地域福祉推進委員会（以下「地区推進委員会」という。）活動の情報交換などを行うことにより、各地区における地域福祉活動の充実を図り、もって厚木市地域福祉計画（以下「計画」という。）の着実な推進を図るため、厚木市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 推進会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。

3 委員長には福祉総務課長を充て、副委員長には市民協働推進課長を充てる。

(所掌事項)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の策定及び推進に関すること。

(2) 地区推進委員会活動の情報交換、連絡調整に関すること。

(3) 地区民生委員児童委員協議会に関する情報交換、連絡調整に関すること。

(4) その他計画の策定及び推進について必要な事項に関すること。

(委員長等)

第4条 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会で調査検討した事項について、必要に応じて市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部福祉総務課が行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 5 月 29 日から施行する。

8 厚木市地域福祉推進会議委員名簿

役 職	職 名
委 員 長	福祉総務課長
副 委 員 長	市民協働推進課長
委 員	厚木北地区市民センター所長
//	厚木南地区市民センター所長
//	依知北地区市民センター所長
//	依知南地区市民センター所長
//	睦合北地区市民センター所長
//	睦合南地区市民センター所長
//	睦合西地区市民センター所長
//	荻野地区市民センター所長
//	小鮎地区市民センター所長
//	南毛利地区市民センター所長
//	愛甲地区市民センター所長
//	玉川地区市民センター所長
//	森の里地区市民センター所長
//	相川地区市民センター所長
//	緑ヶ丘地区市民センター所長
//	地域包括ケア推進担当課長
//	障がい福祉課長
//	介護福祉課長
//	健康づくり課長
//	こども育成課長
//	環境事業課長
//	商業にぎわい課長
//	住宅課長
//	教育指導課長
//	社会教育課長
//	社会福祉協議会事務局次長

9 諮問・答申

(1) 諮問

令和2年10月2日

厚木市保健福祉審議会
会長 神保 忠男 様

厚木市長 小林 常良

厚木市地域福祉計画（第5期）、厚木市障がい者福祉計画（第6期）
及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の素案
について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

添付資料

- 1 厚木市地域福祉計画（第5期）素案
- 2 厚木市障がい者福祉計画（第6期）素案
- 3 厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）素案

(2) 答申

令和2年 10月 12日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市保健福祉審議会
会長 神保 忠男

厚木市地域福祉計画（第5期）、厚木市障がい者福祉計画（第6期）及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の素案について（答申）

令和2年 10月 2日付けで諮問のあった厚木市地域福祉計画（第5期）、厚木市障がい者福祉計画（第6期）及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の素案について、本審議会における慎重な審議を重ねた結果、全員一致をもって次の結論を得たので、ここに答申いたします。

答 申

厚木市地域福祉計画、厚木市障がい者福祉計画及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、社会福祉法を始めとした福祉関連法に定められた法定計画であり、厚木市総合計画の個別計画として位置付けられ、また、福祉に関する計画として相互に結びつけられている。

これらの計画は、本市が目指す地域包括ケア社会の実現に向けた実行計画として、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」という共通の将来像を掲げ、人口減少社会の到来、超高齢社会の進展を見据えた計画としている。また、計画の策定に当たっては、令和元年度に実施された市民アンケートの調査結果を基に、庁内会議での検討を重ねるとともに、意見交換会での意見聴取、地域福祉推進協議会、障害者協議会等の議論を踏まえ策定されたものであり、福祉関連施策を推進する計画として適切なものと判断した。

なお、本答申は、委員から提起された意見に基づき、本審議会の総意としてまとめたものであるが、計画の推進に当たっては、次の項目に配慮されることをお願いしたい。

1 地域福祉計画（第5期）

(1) 全ての人を支える体制づくりについて

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子ども等地域で暮らす全ての人を対象としている。

計画の推進に当たっては、外国籍の人、養育的な支援を必要とする子ども、何らかの悩みを抱える人を含めた全ての人が、常に誰かとつながり、地域において取り残されることがないように、庁内外の関係機関と連携を図り、一人にさせない社会参加できるまちづくりを推進されたい。

(2) 再犯防止推進計画について

第5期計画は、施策の方向6「一人にさせない社会参加できる地域づくり」に再犯防止推進計画を位置付け、「互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち」を目指す計画としている。

再犯防止に向けた取組に当たっては、セーフコミュニティ認証都市として、これまで築き上げてきた市民協働による防犯活動等の取組と連動し、罪を犯した人の立ち直りを支え、誰もが安心して安全に暮らせることができるまちづくりを推進されたい。

2 障がい者福祉計画（第6期）

障がい者が地域で安心して生活するためには、地域の住民が他者の多様性を認め、理解しようとする心の醸成が不可欠であり、地域社会全体で虐待防止や意思決定支援など権利擁護の推進及び合理的配慮の普及啓発が必要となる。

また、医療的ケアが必要な人や重度の障がいを持った方であっても、希望する地域で生活を継続していくためには、障害福祉サービスを含む様々な支援を充実させていかなければならない。

これらの課題を解決するため、障がい者理解の一層の推進に取り組むとともに、介護職人材を確保し、専門的な支援の提供を可能とする支援体制の構築に取り組まされたい。

3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）

(1) 認知症高齢者に対する支援体制の充実について

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、令和元年6月18日に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の方やその家族に対する見守り等の様々な支援体制の充実を図られたい。

また、医療や介護を必要とする高齢者が増加することに対応するための、医療・介護・福祉の連携強化及び生活支援体制の更なる充実を図られたい。

(2) コロナ禍における介護予防・健康づくりについて

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、高齢者が家に閉じこもりがちになり、身体及び認知機能の低下が懸念されているため、「新しい生活様

資料編

式」を取り入れた介護予防・健康づくりに取り組まれない。

4 福祉等に携わる人材の確保について

介護及び障がい者福祉に携わる人材の不足については、介護サービスを必要としている利用者が安心してサービスを受けることができるよう、安定的な確保と育成を図るための人材確保の施策の見直しも含め、引き続き取り組まれない。

5 関係機関との連携強化について

市民が抱える多様化・複雑化する課題やニーズに対しては、法に基づく事業等のほか、様々な関連事業や関係機関の取組等と連携し、解決することが求められている。

地域包括ケア社会の実現に向けては、医療・介護・福祉などの異業種間との連携を始め、国、県、社会福祉法人、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等の関係機関との密接な連携強化を図りながら、福祉関連施策を推進する3つの計画が、実効性のある計画となるよう取り組まれない。

厚木市保健福祉審議会	会 長	神保 忠男
	職務代理	渡邊 治代
	委 員	有路志津子
	委 員	内井 嘉己
	委 員	勝亦 悦郎
	委 員	川原 由美
	委 員	畠山 香織
	委 員	綱嶋 広美
	委 員	小林 廣子
	委 員	笹山恵一郎
	委 員	野村 直樹
	委 員	前頭 七恵
	委 員	古座野里美
	委 員	丸山 浩
	委 員	栗山 仁

10 用語集

〈あ行〉

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、申し出ることができない人に対し、様々な支援や情報を届けることをいいます。

意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、自らの意思が反映された日常生活を送ることができるように、可能な限り本人が意思決定できるような支援、本人の意思及び選好の推定、その推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業所の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。

医療的ケア

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的・応急的に行う、経管栄養、たんの吸引などの行為をいいます。

インクルーシブ教育

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことをいいます。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non Profit Organization（非営利組織）の略で、非営利で自発的に市民活動を行う民間の組織のことをいいます。このうち、法律に基づいて法人格を取得

したものが特定非営利活動法人（NPO法人）です。

親亡き後問題

障がい者の親が亡くなった後に生じる本人への支援や財産の管理等の問題のことをいいます。

〈か行〉

ケアマネジャー

認定された要介護者等の心身の状況に応じて、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、サービス事業者等との連絡・調整をし、居宅サービス計画を作成したり、相談を行ったりする専門職です。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子ども数に相当します。

工賃

就労継続支援での生産活動によって得られた収入から、必要な経費を控除した金額に相当する額を、事業所を利用する障がい者に対して支払うものです。

合理的配慮

障がい者の実質的平等を確保するために、過度な負担になりすぎない範囲で行う手助け、施設の改良、補助手段の提供などをいいます。

資料編

コミュニティカフェ

孤独死等人間関係の希薄化が社会問題になる中、地域住民が集まる居場所になっているところの総称で、全国的に広まっています。

〈さ行〉

市民後見人

弁護士等の専門職後見人に対し、自治体等が行う養成研修により後見活動に必要な法律や知識を身に付けて、家庭裁判所から選任された市民を市民後見人といいます。

障がい等で物事を判断することが難しい人に親族がいない場合、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

〈さ行〉

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を表すもので、医学的な診断名ではなく、児童福祉法の規定による呼び方です。

生活習慣病

食習慣・運動習慣・休養（ストレス）・喫煙・飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称で、代表的な病気として糖尿病や心筋梗塞、脳卒中、ガンなどがあります。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護する

ための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

相談支援専門員

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡・調整を行い、サービス等利用計画を作成するなど、全般的な相談支援を行う専門職で、研修や実務経験等一定の要件が定められています。

〈た行〉

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

超高齢社会

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が、21%を超える社会をいいます。

なお、7%を超えると「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」といいます。

通級指導教室

話し言葉や聞こえ方に遅れがあったり、人とのかかわりが困難であったりする児童に対し、学校生活上困っている点について改善を図るため設置された教室です。

〈な行〉

認知症

正常に発達した知的能力が、脳の病気や障がいにより生じるもの忘れや思考力、判断力の低下等の状態の総称です。

〈は行〉

8050問題

高齢化した親（80歳代）が引きこもりの中高年の子ども（50歳代）を支える家庭で生活困窮と介護が一緒に生じる問題です。

バリアフリー

もとは建築用語で、障がい者等の行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。最近では、障がい者等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「こころのバリアフリー」も含めています。

ピアサポート

障がいや疾病のある人が自らの経験に基づき、同じ障がいや疾病のある人に対して相談支援等を行うことをいいます。

また、ピアサポートを行う人を、ピアサポーターといいます。

ペアレントトレーニング

保護者を対象に、環境調整や子供への肯定的な働きかけについて、ロールプレイ等を通して学び、保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子供の適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

〈や行〉

要約筆記者

聴覚障がい者への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、文字として伝える人をいいます。

厚木市障がい者福祉計画（第6期）
令和3年3月

発行 厚木市
編集 福祉部 障がい福祉課
〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号
TEL 046(225)2225
URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>
